

(三) 農民一揆

姫路藩寛延の全藩一揆

江戸時代の中ごろになると、商業が発達して、商品が全国にゆきわたるようになり、貨幣が広く使われました。きまつた年貢を取り立てて政治を行う農業中心の幕府や藩の財政は、だんだん苦しくなり、農村でも、これまでの自給自足の生活が、くずれてきました。

そのうえ、各藩主は、幕府から日光東照宮や道路・堤防の補修など、いろいろと金のかかる仕事を申しつけられていました。また、参勤交代にもたくさん費用がかかりました。藩はこのような多くの費用をまかなうために、領内の

米や産物を大坂の中なか之島のしまの蔵屋敷くらに運び、出入りの蔵元商人くらもとによって、それらを金にかえていましたが、不作の年などは、来年に取れる米をあてにして大商人から金を借りていました。

一七四七年（延享四年）えんきようごろ、姫路藩松平家では、江戸や大阪の商人から多額の借金をしていました。家来には半知借上はんちかりあげといつて扶持米ふちまいを少なくしてわたさなければならなかつたし、また、領民に発行している大量の藩札はんさつは、ただの紙片しへんにすぎない状態になっていました。

この苦しい財政を切りぬけるために、たいへんひどい方法がとられました。数か村をまとめて一つの組ぐみをつくり、大庄屋おおじようやを置いていましたが、この大庄屋を通じて、農民が年貢の増免ぞうめん（増税）を願ねがい出たという形をとつて、年貢を引き上げました。そのうえ、新田しんでんへ重い税をかけたり、大庄屋や豪商ごうしやうと手を組んで米価を引き上げたりして利益を得ていました。

一七四八年（寛延元年）十一月、藩主松平明矩あきのりが急死しました。跡つぎの朝とも矩のりはまだ幼おさないたため、姫路から他の藩へ移されるといふ心配なときでもありませんた。

ちょうどこの年の秋、非常に強い台風が播磨一帯をおそい、風雨による大被害ひを受けました。そのため、姫路藩では毎年十一月末日を年貢を納める最終日としていましたが、この年に限り十二月十五日まで延のばしました。しかし、期日の十五日が過ぎ、二十日になっても完納かんのうされないたため、代官はやつきとなつて農民を責めたて、厳しく督促とくそくしました。けれども、その日の食料にも困る農民には、どうしても完納の望みはありません。減免げんめん（減税）・延納えんのうが認められみとない限り、刑罰けいばつを受けなければなりません。ついに、農民らはどうにもならない土壇場どたんばに追いこまれました。

十二月二十一日、印南郡福井組・中筋組・的形組の農民約三千人が立ち上が

り、竹やり・とび口などを持って、市川河原までおし寄せました。減免と大庄屋の打ちこわしを口々に叫びましたが、藩の策にうまく乗せられ、解散させられました。しかし、火の手は消えていませんでした。

翌年、寛延二年の一月十五日、加古郡西条組の農民約五千人が大庄屋をおそい、ひどく打ちこわしました。この大庄屋は、先にいつわって、年貢の増免を願いでた一人でもありませんでした。次いで、一月二十二日、城下のすぐ南の手柄山付近に約四百人が集まり、栗山村・延末村・加茂村の庄屋をおそいました。

灘にも一揆が起こり、二月一日、的形組・宇佐崎組の大庄屋と木場村庄屋の家を打ちこわしました。二日には一揆は西へ進み、松原村・妻鹿村・下中島村・細江村の庄屋と、飾磨津御蔵番の家をつぶし、さらに、西に向かって英賀組・蒲田組の大庄屋や今在家村・山崎村の庄屋を次々におそいました。この一揆をしずめるため、藩は、船場・亀山両本徳寺の僧にたのみ、僧の説得で農民

らは解散しました。

また、飾西郡前之庄しきさいのでは、一月二十八日、滑甚兵衛なめらじんべえが農民を自宅に集めて、一揆を起こす決議をしました。農民たちは、なた・かまのほか、竹やり・とび口などを武器としましたが、猟銃りょうじゅうまで持ち出す者もいました。一団は、まといを振りかざし、前之庄組大庄屋をおそった後、夢前川筋すじの村々の庄屋を次々に打ちこわしました。さらに峠とうげを東へこえて、今の香寺町こうでらちように出ると、神崎郡かんだきの農民も加わり、その数は一万人をこえる大集団になりました。そして、市川沿ぞいに南下して、犬飼組大庄屋、田野村庄屋を打ちこわしました。

藩は、一揆をしずめるため、三百人の武士を出しましたが、逆に、敗れて



滑甚兵衛の墓

姫路へ逃げ帰りました。一揆の集団は、飾東郡しきとうにも進み、小川・中島組大庄屋と国分寺村庄屋をおそいました。さらに、加古川筋でも一揆が起こり、姫路藩領、全体に広がる大一揆となりました。

大阪城代は、姫路藩の力では、この一揆をしずめることができないのを知り西町・東町奉行などの家士たちをくり出して、姫路藩に協力してやっとしずめました。この一揆で捕えられた農民たちは、三百四十五人を数え、甚兵衛ら二人は、市川河原で、はりつけの刑に処せられ、そのほか大ぜいの人々が処罰されました。この一揆で姫路藩大庄屋二十六軒中の十七軒、ほか、庄屋十九軒、百姓家四軒、商家四軒、その他十三軒が打ちこわされました。

この一揆の特色は、参加人数が多く、全藩におよんでいること、騒動の期間が長かったこと、打ちこわしたのはげしかったことなどがあげられます。大庄屋や庄屋・富商が打ちこわしの目標になったのは、日ごろ、藩役人の命令のまま

に動き、自分の出世や利益ばかりを考え、農民の苦しみを省かえりみなかつた彼らへのうっ憤ぶんをはらし、悪徳を思いしらせるとともに、自分たち農民の生活を守つていこうとする願いを強く持ったからでしょう。